

認定輸出者登録の更新・変更の届出に関するお知らせ

1. 余裕を持った更新申請のお願い

令和4（2022）年1月にRCEP協定が発効されてから、まもなく3年を迎えます。認定輸出者は、3年ごとに認定の更新手続きを行う必要があります。今後、当該認定更新申請を希望される認定輸出者が多く見込まれます。

当該申請においても、新規認定申請の場合と同様、正式申請後の書類修正による負担が生じないように、正式申請以前にドラフトを御準備・提出いただき、体裁や内容等を確認させていただきをお願いしておりますので、期限満了直前は駆け込み申請等により認定更新事務手続き全般に時間がかかることが予想されます。

したがって、当該申請を御検討されている認定輸出者の皆様におかれましては、期限満了前6か月～3か月頃から事前ドラフトを御準備・提出いただくなど、十分な余裕を持って申請していただきますようお願いいたします。

必要となる提出書類等については、当室HPに掲載されている経済連携協定（EPA）に基づく[認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き](#)（9頁以降）を是非御参照ください。

2. 変更の届出も忘れずに

認定の更新だけでなく、原産地証明法第7条の6に基づき、認定申請時に申請書に記載した以下の事項について変更があった場合には、その旨を経済産業大臣に届け出る必要があります。

- ① 「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、
- ② 「第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地」又は「認定を受けた経済連携協定の締約国等に輸出される物品の品名」（製品の追加を含む）に関して変更しようとする場合には、あらかじめ、様式第24により作成した届出書を経済産業省原産地証明室に提出してください。

特に、製品の追加は届出を見落としやすいと思われるので、お気をつけください。

製品の追加にあたり、必要な日数の目安は、申請書類の受理後、概ね2週間程度（5月の連休、年末年始等除く）となりますため、十分な余裕を持って申請してください。

届出書の様式（名称等変更届出書）は、[当室HP](#)に掲載されていますので、是非御利用ください。

なお、認定輸出者自己証明制度を御利用される場合、原産性の判定は自社で行っていただく前提となりますので、第三者証明制度での利用を目的としている日本商工会議所による原産品の判定制度は御利用できませんので御留意ください。

3. 参考

経済産業省原産地証明室 HP

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html

「EPA 相談デスク」(経済産業省委託事業) HP

<https://epa-info.go.jp/e-learning/>

4. お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 原産地証明室 (本館 14 階東 3)

電話 : 03-3501-1511 (内線 3247~48)

メール : bz1-gensanti-syoumei★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

以上